

公 告

令和 7 年 4 月 1 日

令和 5・6・7 年において、広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除きます。）の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下、合わせて「競争入札」といいます。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」といいます。）及びその審査の申請手続等について、広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 3 条第 4 項及び第 19 条第 2 項並びに広島市水道局契約規程（昭和 39 年水道局規程第 8 号）第 5 条第 4 項及び第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榎 原 茂

1 資格審査申請（競争入札参加資格の審査申請）の対象となる契約の種類、登録種目等

(1) 契約の種類及び登録種目

別表のとおり。

(2) 対象者

令和 7 年 1 月 31 日までの間において、物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供に係る競争入札への参加を希望する者

2 競争入札参加資格（競争入札に参加しようとする者に必要な資格）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市との契約において、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格審査申請のときにおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあっては、その許可、認可等を受けている者であること。
- (5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 資格審査申請の受付期間等

(1) 申請入力受付期間

令和7年度1回目：令和7年4月16日から同月28日まで(基準日：同年4月1日)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた休日を除く毎日。)

(2) 申請入力時間

業者登録受付システムの稼働時間である午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 競争入札参加資格申請書等の提出

申請者は、競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）等、「業者登録受付システム」の提出書類の一覧表で表示される書類を、郵便等により送付または持参し、下記(4)の期限までに、下記4(3)の提出先に提出すること。

(4) 申請書等の提出書類の提出期限

令和7年度1回目：令和7年5月15日午後5時 必着

4 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

申請者は、広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により、資格審査の申請に必要な事項を入力・送信するとともに、次の(2)の提出書類（「業者登録受付システム」の提出書類の一覧表で表示される書類）を広島市財政局契約部物品契約課（下記(3)の提出先参照）へ郵送等により提出すること。この場合において、入力事項が本市に到達したときは、「業者登録受付システム」から入力者（入力者情報）のE-mailアドレスあてに申請受付通知を送信するので、確認すること。

なお、資格審査の申請は、ファクシミリ又はE-mailでは受け付けないものであること。

(2) 申請書等の提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷した提出書類の一覧表が記載された「申請受付内容」を含む。）

イ 使用印鑑届

ウ 委任状（契約権限等を代理人に委任する場合）

エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）

キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し

ク 財務諸表等

ケ 事業協同組合等で申請する場合は、上記の書類のほか、次に掲げる書類

(ア) 定款

(イ) 組合員名簿

(ウ) 役員名簿

(エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）

(オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）

(カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）

コ その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類

(3) 申請書等の提出書類の提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎15階

広島市財政局契約部物品契約課

（書類を郵送等により送付する場合は、封筒の表に「競争入札参加資格審査申請（追加登録）提出書類在中」と朱書きすること。）

(4) 補正について

申請者は、申請書等の提出書類を広島市に送付した後において補正を求められた場合には、指定された期限内に補正を行うこと。申請者が当該期限内に補正を行わなかった場合には、当該申請に係る資格認定は行わないものであること。

5 申請書等の提出書類において用いる言語等

(1) 申請書については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 競争入札参加資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加資格の有無を認定した上で決定する。

7 資格審査結果の通知

上記6の競争入札参加資格の審査結果は、「業者登録受付システム」により申請者にE-mail（「契

約者情報」の「契約者E-mailアドレス」あて)で通知するものとする。ただし、当該E-mailアドレスが記載されていない場合には、文書(郵送)により通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

令和7年度1回目：令和7年7月1日から令和7年12月31日まで

なお、上記2のいずれかの競争入札参加資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申し出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

また、有効期間中であっても広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱における措置要件に該当した場合は、広島市は一定の期間契約の相手方としない。

9 その他

- (1) 競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合(登録種目及び契約実績に係る情報を除く。)には、「業者登録受付システム」を使用して当該変更事項を入力・送信するとともに、「業者登録受付システム」により印刷した「競争入札参加資格審査申請書変更届」のほか、一覧表で表示される提出書類を、郵便等により速やかに広島市財政局契約部物品契約課あてに送付して、その変更を届け出ること。
- (2) 上記(1)にかかわらず、企業の合併や営業譲渡などによりその競争入札参加資格を他の者(当該者は地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は広島市契約規則第2条若しくは第3条(同規則第18条又は第19条において準用する場合を含む。)に該当しない者であること。)に承継しようとする場合又は廃業する場合については、「業者登録受付システム」を使用せずに、別途、「物品等入札参加資格承継申請書」又は「競争入札参加資格辞退届」を、速やかに広島市財政局契約部物品契約課に提出すること。

別表

【契約の種類及び登録種目】

(1) 物品の売買、修繕及び製造の請負

分 類	登録種目		分 類	登録種目	
	番 号	種 目		番 号	種 目
印刷・写真 ・ 広告	0 1－0 1	一般印刷	薬品	0 7－0 1	医療用薬品
	0 1－0 2	軽印刷		0 7－0 2	防疫・農業用薬品
	0 1－0 3	封筒		0 7－0 3	工業薬品
	0 1－0 4	写真		0 7－0 4	薬品のその他
	0 1－0 5	複写	燃料	0 8－0 1	石油製品
	0 1－0 6	広告、看板		0 8－0 2	ガス、固体燃料
	0 1－0 7	印刷・写真・広告のその他		0 8－0 3	燃料のその他
事務用品	0 2－0 1	文具	教育用品	0 9－0 1	学校教材具
	0 2－0 2	事務用機器		0 9－0 2	図書
	0 2－0 3	紙		0 9－0 3	運動具
	0 2－0 4	印章		0 9－0 4	楽器
	0 2－0 5	事務用品のその他		0 9－0 5	教育用品のその他
機械器具	0 3－0 1	医療用機械器具	建材	1 0－0 1	土石・二次製品
	0 3－0 2	計測・理学機械器具		1 0－0 2	セメント・二次製品
	0 3－0 3	家電、視聴覚機器		1 0－0 3	木材
	0 3－0 4	工作用機械器具		1 0－0 4	鉄鋼
	0 3－0 5	産業用機械器具		1 0－0 5	樹脂・ガラス
	0 3－0 6	厨房機械器具		1 0－0 6	塗料
	0 3－0 7	消防機械器具		1 0－0 7	建材のその他
	0 3－0 8	機械器具のその他	動植物	1 1－0 1	動物、植物
車両・船舶 ・ 航空機	0 4－0 1	自動車		1 1－0 2	動植物のその他
	0 4－0 2	二輪、雑車	食品 ・ 雑貨・百貨	1 2－0 1	食品
	0 4－0 3	自動車部品		1 3－0 1	時計、装身具
	0 4－0 4	自動車修理		1 3－0 2	記念品
	0 4－0 5	船舶・航空機		1 3－0 3	娯楽用品
	0 4－0 6	自動車・船舶・航空機のその他		1 3－0 4	荒物、雑貨
家具・装飾	0 5－0 1	スチール家具		1 3－0 5	百貨店、総合商社
	0 5－0 2	木工家具		1 3－0 6	雑貨・百貨のその他
	0 5－0 3	建具、畳	——	1 4－0 1	不用品の売払い
	0 5－0 4	装飾、寝具	——	1 5－0 1	その他
	0 5－0 5	家具・装飾のその他	——	1 6－0 1	電力供給
縫製	0 6－0 1	衣料品			
	0 6－0 2	皮革・ゴム・ビニール製品			
	0 6－0 3	帆布			
	0 6－0 4	縫製のその他			

(2) 物品の借入れ

登録種目		登録種目	
番 号	種 目	番 号	種 目
20-01	コンピュータ機器・システム	20-05	家具・装飾
20-02	コンピュータ機器以外の機械器具	20-06	園芸用品
20-03	車両・船舶	20-07	その他
20-04	仮設建物（物品に限る。）		

(3) 役務の提供

施設維持管理業務を除く役務

登録種目		登録種目	
番 号	種 目	番 号	種 目
30-01	検査・測定	30-08	機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検
30-02	調査・研究		
30-03	計画策定	30-09	道路・公園等の維持管理
30-04	広報・宣伝	30-10	河川・下水道等の維持管理
30-05	催事・展示	30-11	運送・保管
30-06	情報処理（コンピュータ関連）	30-12	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
30-07	建物附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理	30-13	クリーニング
		30-14	司法書士、土地家屋調査士への依頼
		30-15	その他